

1 目的

本実施要領は、「大崎上島町第3次長期総合計画策定支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も的確と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 概要

(1) 業務名

大崎上島町第3次長期総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「大崎上島町第3次長期総合計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容により一部を変更する場合もある。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託料上限額

9,394,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

〔 内訳	令和5年度	3,795,000円
	令和6年度	5,599,000円

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 公告又は指名から契約までの期間において、国、広島県及び大崎上島町から指名停止等の措置を受けていない者。
- (3) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、担当との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処できること。
- (5) 本業務に必要な専門的知識及び技術を有するものであること。
- (6) 過去10年以内（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）において、官公庁発注の総合計画策定業務の委託完了実績を有するものであること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく手続きをしていないこと。
- (8) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び大崎上島町暴力団排除条例（平成23年条例第9号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- (9) 本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

上記以外を第三者に再委託する場合、技術提案書にその内容及び理由を明記し、様式第5号の「業務実施体制」に役割分担等を記載すること。

4 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。
- ウ 企画提案書提出書（様式第3号）
- エ 企画提案書（任意様式）
仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順、業務スケジュールを記載すること。
用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を含めて20ページ以内とすること。
なお、A3折込みを入れる場合は、2頁扱いとする。
企画書の提出は1社1案とする。
また、審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。会社名を記載する場合は「当社」と記載すること。但し、正本の表紙のみ会社名（グループ企業体名）を記載すること。
- オ 同種業務実績表（様式第4号）
- カ 業務実施体制（様式第5号）
- キ 業務管理技術者の業務実績（様式第6号）
- ク 業務担当技術者の業務実績（様式第7号）
- ケ 国税の滞納がないことを証する納税証明書
発行日が公告日以降の日付の原本に限る。
- コ 商業登記簿謄本又は登記簿謄本
本町の入札参加資格を有する者は、提出を省略することができる。
- サ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

- 参加申請書類 令和5年8月2日（水）午後5時必着
 - ・公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
 - ・会社概要（様式第2号）
 - ・同種業務実績表（様式第4号）
 - ・業務実施体制（様式第5号）
 - ・業務管理技術者の業務実績（様式第6号）
 - ・業務担当技術者の業務実績（様式第7号）
 - ・国税の滞納がないことを証する納税証明書
 - ・商業登記簿謄本又は登記簿謄本

- 企画提案書類 令和5年8月14日（月）午後5時必着
 - ・企画提案書提出書（様式第3号）
 - ・企画提案書（任意様式）
 - ・見積書及び見積内訳書（任意様式）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

- ア 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- イ 持参する場合は、役場の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに担当課に持参すること。

- (4) 提出部数
参加申請書類：正本1部
企画提案書類：正本1部、副本8部

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問票（様式第8号）を使用した文書によるものとする。
- (2) 提出方法
電子メールで担当まで送付すること。
電子メールの件名は、「大崎上島町第3次長期総合計画策定支援業務に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこと。
- (3) 受付期限
令和5年7月28日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和5年7月31日（月）までに、大崎上島町ホームページ上で公表する。なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

6 契約候補者の選定方法

「大崎上島町第3次長期総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、審査結果については、大崎上島町ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対して自己の結果のみ通知する。また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

7 プレゼンテーション及び審査の実施

- (1) 審査の方法
提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。
- (2) プレゼンテーション内容
企画提案書をもとに、口頭説明を30分以内とし、その後の質疑応答の時間を15分程度設ける。
- (3) プレゼンテーション及び委員会実施日
令和5年8月21日（月）
- (4) プレゼンテーション及び委員会実施場所
〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町役場本庁2階大会議室
- (5) プレゼンテーションの際の注意事項
 - ア プレゼンテーションの順番は、原則として参加申込書の受付順とする。
 - イ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
 - ウ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(6) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「大崎上島町第3次長期総合計画策定支援業務プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

8 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価対象	項目	評価の観点	配点
実施体制 及び 進行管理	実施体制	○ 過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。 ○ 経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な調査体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。	10
	進行管理	○ 実施スケジュールが現実的なものであり、かつ柔軟な調整が可能なものであるか。	10
提案内容	適格性	○ 本町の課題や特性を捉えているか。 ○ 地域の実情やこれまで育まれてきた本町の歴史・文化を踏まえた提案になっているか。	10
	独自性	○ 仕様書に示した内容以外の独自の提案や、創意工夫のある優れた提案がなされているか。	20
	基礎調査	○ 現行計画の検証方法についての着眼点、分析力、考察力が優れているか。 ○ 現在のまちづくりに対する評価や今後のまちづくりに関する町民ニーズを把握するための調査手法や対象者数が充実した提案になっているか。	20
	成果指標	○ 計画の進捗を判断する指標及び数値目標を導入し、計画の成果を検証することができる、透明度の高い、わかりやすい計画とする提案になっているか。	10
	説明能力	○ 説明はわかりやすく、理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。 ○ 質疑に対して的確に回答できているか。	10
	見積価格	○ 見積額が委託料上限額以内であり、積算内訳が妥当であるか。	10
合計			100

9 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

10 実施スケジュール

本公募に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

項目	期日
公募型プロポーザル公募開始 (公告・ホームページ掲載)	令和5年7月12日(水)
本業務に関する質問の受付期限	令和5年7月28日(金)午後5時まで
本業務に関する質問の回答期限	令和5年7月31日(月)
参加申請書類の提出期限	令和5年8月2日(水)午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和5年8月14日(月)午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和5年8月21日(月)
審査結果通知	令和5年8月23日(水)
契約締結	令和5年8月下旬～9月上旬(予定)

11 その他

(1) 無効となる提案

次の条件にいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。

ア 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合

ウ 企画提案書が定めた提出方法、提出先、期限に適合していない場合

(2) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) 提出期限後の企画提案書については、内容の一部変更を指示することがある。

(4) 本業務により得られた成果品及びすべての権利(所有権、著作権等)は本町に帰属するものとする。

(5) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

(6) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

12 担当及び問い合わせ先

大崎上島町企画課

住所：広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

電話：0846-65-3112

電子メール：kikaku01@town.osakikamijima.lg.jp